

一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」にもとづき、教職員が仕事と子育てを両立させることができる環境づくりのために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間

2. 内容

<目標1>

育児休業関連諸制度に関する理解と活用の促進に向けて支援体制を強化する。

○対策

令和6年1月～

- ・関係法令、学園規則等に関する質問、相談窓口を法人事務局に設置し、制度理解を促進する。
- ・育児休業者との定期的な連絡により、スムーズな職場復帰を支援する。

<目標2>

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するために、働き方改革を実施すると共に年次有給休暇の取得促進を図る。

○対策

令和6年4月～

- ・学園として各設置校(短大・高校・法人)の教職員の働き方改革を実施予定
- ・適正な人員配置、業務分担の見直しや業務の更なる効率化
- ・年次有給休暇の年5日以上を取得を促進するために、学生生徒の夏期・冬期の休暇期間での取得を強く勧奨する。

以上